

## 介護保険料の納付が

### コンビニでも可能に！

4月以降に発行する納付書（バーコードが印字された納付書）は、これまでの取扱窓口（金融機関や郵便局）に加えて、コンビニエンスストアの営業時間中は、曜日や時間を気にすることなく、いつでも支払いができます。

■利用可能なコンビニエンスストア  
セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ポプラ

次の納付書はコンビニエンスストアでの取り扱いができません。

- バーコード印字がない納付書
- コンビニ使用期限を超過した納付書
- 破損・汚損などでバーコードの読み取りができない納付書
- 金額を訂正したもの

問い合わせ

佐賀中部広域連合 ☎40-1135  
地域包括支援課 ☎75-6033

## 社会教育委員公募のお知らせ

社会教育委員は、社会教育に関する立案や、業務の調査研究を行います。

■公募人数 1人  
■任期 4月1日～2020年3月31日（1年間）

### 開催回数

会議：年間4～5回

研修会：年数回

### 報酬

会議・研修会等への出席

1回につき5,100円

### 応募資格

4月1日現在、20歳以上で市内在住の人のうち、社会教育委員

員会議および各種研修会に出席できる人

### 応募方法

履歴書と小論文を持参または郵送 ※小論文のテーマ

「私が考える社会教育・生涯学習とは」（400字程度）

### 申し込み

〒846-8501（住所記載不要）中央公民館内 教育振興課 社会教育係

### 申込期間

3月4日（月）～22日（金）（必着）

※くわしくは問い合わせください

問い合わせ

教育振興課 社会教育係 ☎74-3241

## 年度末・年度始めは 土・日の窓口受付を行います

転入等の異動手続きが平日にできない人のために、年度末・年度初めの土・日は、市民生活課の窓口で、転入・転出・転居の手続きを受け付けます。

引越しする場合は、必ず届け出をしてください。なお、多久市に転入する場合は、前住所地の市区町村が発行する「転出証明書」が必要です。

※土・日の受け付けでは、マイナンバーを使用する「特例転入」を受け付けできない場合があります。また、本人・世帯主以外の手続き

には「委任状」が必要な場合があります。事前に問い合わせください。

### 開庁日時

3月30日（土）・31日（日）・4月6日（土）  
9時～12時

### 取り扱い業務

転入・転出・転居手続きと、それに伴う国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療保険の手続き。

### 持参するもの

顔写真付き本人確認書類（免許証等）・マイナンバー通知カード（またはマイナンバーカード）

## 引越しが決まったら

### 水道の届け出もお忘れなく！

転入・転出などで引越しが決まったら、事前に水道の使用開始・使用終了の届け出が必要です。

### 〈転入・市内転居の場合〉

新しい入居先が決まったら、事前の届け出が必要です。水道を使用する前日の午前中までに水道課に届け出てください。なお、土・日・祝日の開栓は行っておりません。休日前の午前中までに水道課窓口に来ていただくか、電話でご連絡ください。

### 〈転出の場合〉

住民票異動の届け出等で市役所に来庁する時に、水道課にもお立ち寄りください。届け出は、電話で行うこともできます。使用終了の届け出がないと、使用していても料金がかりますので、使用終了日前の届け出をお願いします。

問い合わせ

水道課 管理係 ☎75-3003

問い合わせ

市民生活課 窓口係 ☎75-6116